

宮城県水循環保全基本計画について

1. 環境審議会への諮問（平成27年3月26日）（審2-2）

【諮問の経緯】

- 宮城県水循環保全基本計画は、健全な水循環の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、「ふるさと宮城の水循環保全条例」（平成16年宮城県条例第42号）に基づき平成18年12月に策定された10か年計画であり、今年度で期間満了を迎える。
- 本計画の行動計画である5つの流域水循環計画の内、阿武隈川と南三陸海岸の2流域の計画は東日本大震災の影響により未策定となっており、基本計画の目標が未達成となっている。また、本計画の指標において一部評価値の更新が困難であることや震災の影響を反映できない等の課題が散見される。
- 同計画の変更にあたっては同条例第5条第4項及び7項の規定により環境審議会の意見を聴くこととされているため、計画期間の5年延伸及び指標を中心とした一部の変更について諮問したものである。

【委員の主な指摘事項】

- 指標の評価については環境基準をクリアすれば1点、そうでなければ0点という評価になっていると思うが、環境基準を超えたものの中でも、汚染の度合いを評価するなど、複雑にならない範囲でバランスを考えた評価手法を検討願う。
- 県民やNPO法人との連携について計画書に記載しているようなので、パブリックコメントにおいて県民等が意見を出せるような環境をつくって頂きたい。

2. 計画変更に係る経過と今後

- 諮問事項において専門的かつ具体的な審議を図るため、水循環保全基本計画策定専門委員会を設置し、同会議に付託（委員名簿 審2-3）。

開催日時等	審議事項等
H27. 3. 26	環境審議会 諮問
H27. 7. 22	環境審議会 第1回水循環保全基本計画策定専門委員会議 ・ 計画の構成と変更箇所について ・ 計画の4つの指標の変更案について ・ 計画の変更スケジュールについて
H27. 9. 25	9月議会 常任委員会 報告
H27. 10. 9	環境審議会 第2回水循環保全基本計画策定専門委員会議 ・ 計画（変更）素案について
H27. 10. 13~11. 16	パブリックコメント・行政機関へ意見照会
H27. 10. 20	流域水循環計画推進会議【国、県、市町村、NPO、県民等】 （※パブリックコメントの周知と意見提出の依頼）
H27. 11. 27	環境審議会 答申
H28. 2月	2月議会 上程
H28. 3月	公表

3. パブリックコメントと行政機関からの意見の概要（審2-4）

【パブリックコメント】

- 平成27年10月13日から平成27年11月16日の期間で実施
- 意見数 3者12件
- 意見の概要
 - ◆ 健全な水循環について4つのクラスターに分類・分析し、それぞれ目標を立てて実行していくという形が、とても分かりやすく大変評価できる。（民間団体）
 - ◆ 健全な水環境を作っていくためには利水も含め県民が自ら自分事として取り組んでいかなければならない。そのためにはあらゆる世代に対して啓発活動が必要であろう。ただ漠然と啓発を行うのではなく、流域が流域毎に率先して地域の環境向上に向かっていくような仕掛けを作ると有効ではないか。（民間団体）
 - ◆ 持続可能な未来づくりのために必要な3つの目標は①循環型社会、②低炭素社会、③生物多様性の保全と国連で定められている。今回の基本計画の中で「豊かな生態系」とあるがしっかり「生物多様性の保全」と書いた方が分かり易いのではないか。（民間団体）

【行政機関への意見照会】

- 平成27年10月14日から平成27年11月4日の期間で実施
- 東北地方整備局、東北農政局、東北森林管理局、東北地方環境事務所、県内各市町村
- 意見数 2者14件
- 意見の概要
 - ◆ 森林面積、農地面積、間伐実施面積、ふゆみずたんぼ面積は県土面積により大きく異なるので比較の仕方に工夫が必要ではないか。（国）
 - ◆ 伊豆沼・内沼・長沼について、水質悪化の原因であるハスへの対応等、水質改善に向けた更なる施策の推進を願う。（市町村）

4. 答申案

【水循環保全基本計画（変更）案の特徴】

- 今回は計画変更なので、計画の構成等に大きな変更はない。
- 本計画は4つの要素を指標を用いて点数評価している特徴がある。
- 今回この指標において一部毎年指標を更新できない等の課題が見つかったことや、震災の影響を反映できなかったことから、主にこの指標を中心に変更している。

【水循環保全基本計画策定専門委員会議の主な指摘事項と対応】

- 地下水に関係する指標は重要なので、是非追加してほしい。
- 宮城県らしさ、特徴が分かり易い指標にしてほしい。
- 「清らかな流れ」において水質基準を達成したか否かだけでなく、基準値とのかい離具合を評価できるように改良して頂きたい。
- 「清らかな流れ」においては高度処理導入率を「豊かな流れ」については森林の減少率を指標に含めたほうがよい。
- 指標を追加するのは良いが、指標のシンプルさ、分かりやすさも重要。適切に取舍選択をしてほしい。

→ 指標については県全体の水循環を包括的に示す指標を基本指標としたほか、宮城らしく、分かり易い指標とするため、新たに”補助指標”を追加した。

宮城県水循環保全基本計画（変更）案の概要

※当初計画に対して追加した箇所は朱書き、変更した箇所は青書きで表記しています。

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の性格

ふるさと宮城の水循環保全条例の理念

(2) 変更の経緯と要点

震災の影響により2流域が未策定。環境基本計画等の計画期間が5年。

(3) 健全な水循環を構成する4つの要素

■ 清らかな流れ

① 水質環境基準達成率

■ 豊かな流れ

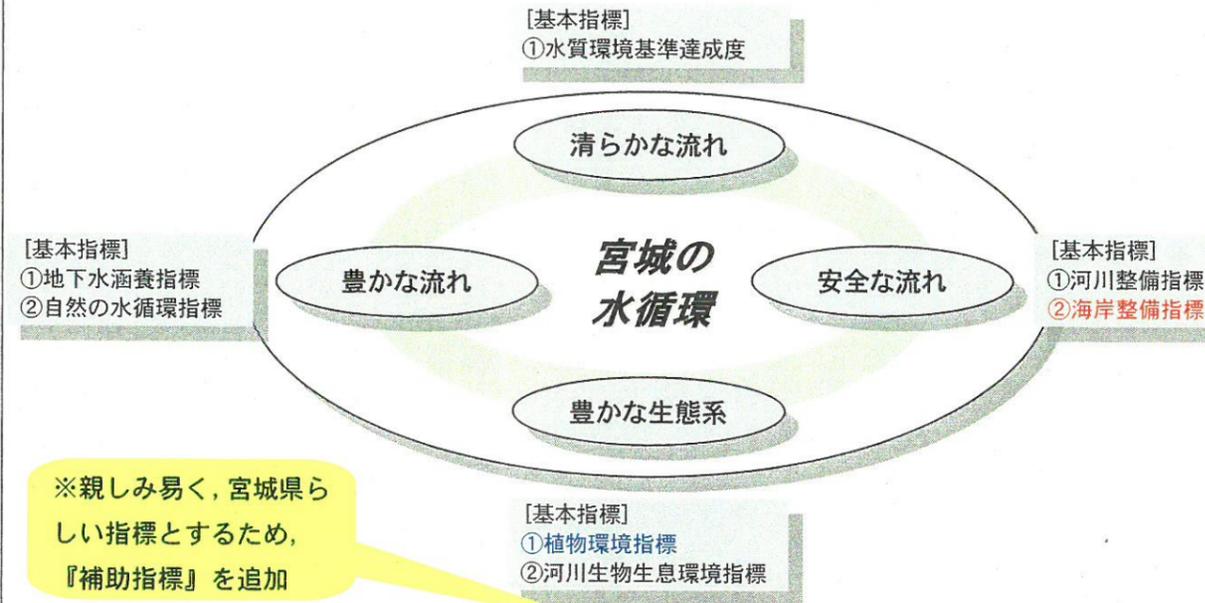
① 地下水涵養指標 ② 自然の水循環指標（正常流量達成率）

■ 安全な流れ

① 河川整備指標 ② 海岸整備指標

■ 豊かな生態系

① 植物環境指標（5段階に分類した群落等から植物環境を評価）
② 河川生物生息環境指標（指標種、重要種、外来種の増加率を定量化）



【補助指標】	■ 清らかな流れ	■ 豊かな流れ	■ 安全な流れ	■ 豊かな生態系
① 水質環境基準値からのかい離状況	① 森林面積	① 洪水ハザードマップ整備状況	① 全国水生生物調査参加人数	① 流域活動団体支援事業の実施状況
② 地下水の水質環境基準達成度	② 農地面積	② 内水ハザードマップ整備状況	② 内水面漁業の漁獲量	② 内水面漁業の漁獲量
③ 汚水処理人口普及率	③ 森林間伐実施面積（民有林）	③ 津波ハザードマップ整備状況	③ 農業産出額（米、野菜等）	③ 農産産出額（米、野菜等）
④ 高度処理人口普及率	④ 正常流量からのかい離状況	④ 高潮ハザードマップ整備状況	④ ふゆみずたんぼ実施面積	④ ふゆみずたんぼ実施面積
	⑤ 地下水水位の回復状況		⑤ 南三陸海岸地域における震災前後の生物生息状況	⑤ 南三陸海岸地域における震災前後の生物生息状況

(4) 計画の期間 平成18年度から平成32年度までの15年間

2. 宮城県の現状

(1) 県土の地勢

(2) 県の水循環の現状

(3) 県の水循環の特徴

(4) 流域区分 ① 南三陸海岸流域 ② 北上川流域 ③ 鳴瀬川流域 ④ 名取川流域 ⑤ 阿武隈川流域

(5) 流域の水循環の現状

(6) 流域ごとの特徴と課題

※変更した基本指標、補助指標に基づき現状値を変更

3. 計画の目標

(1) 清らかな流れ

すべての水域において、水質環境基準を達成します。

(2) 豊かな流れ

利水障害を起こさないため、また、動植物の生育環境を保全するため、地下水涵養を保全し、平常時の河川の水量を豊かにします。

(3) 安全な流れ

河川整備、海岸堤防整備を推進し、河川整備率、海岸堤防整備率の向上を図ります。

(4) 豊かな生態系

多様な生態系の保全に向け、森林、農地、水辺環境を保全します。

4. 施策の方向性

(1) 施策の連携及び上流域と下流域の連携

イ 清らかな流れ

山間部：森林の整備・保全、湿地・湿原の保全、間伐等の適切管理

農村部：農地からの汚濁負荷低減、湿地・湿原の保全、高度処理施設の導入、湖沼の直接浄化・底質改善

都市部：排水処理の適正化、地下水汚染対策の推進

ロ 豊かな流れ

山間部：森林の整備・保全、間伐等の適切管理

農村部：水の有効活用、利水計画の見直し、湧水時の円滑な利水調整

都市部：雨水浸透能力の保全・向上、雨水・下水処理水の有効活用、水使用の合理化、地下水の適切利用

ハ 安全な流れ

山間部：治水整備の推進、森林の整備・保全、間伐等の適切管理

農村部：治水整備の推進

都市部：河川整備、雨水貯留施設等の整備、洪水・内水ハザードマップの整備、洪水予報指定河川の指定

海岸部：海岸防潮堤防の整備、高潮等ハザードマップの整備、避難体制の強化、津波防災地域づくりの促進

ニ 豊かな生態系

山間部：森林環境の維持、湿地・湿原の保全、間伐等の適切管理

農村部：自然環境の保全、多自然川づくりの推進、湿地・湿原やため池の保全

都市部：多自然川づくりの推進、水辺の保全、緑化の推進

海岸部：藻場・干潟の保全

(2) 県民と事業者と行政等の協働

県民、事業者、民間団体及びNPO法人との連携、自然環境の学習機会の提供。

5. 計画の推進

(1) 計画の推進

流域毎に流域水循環計画を策定し、各主体の連携・協働による自主的・積極的な取組を促します。

(2) 進捗管理

流域水循環計画で行いますが、未策定流域があるため、当分の間基本計画の基本指標等を用いて行います。

(3) 管理指標の選定

流域水循環計画において基本指標を主体とするほか、流域の特性に応じて管理指標を決定します。

(4) 計画の普及啓発

インターネットを活用する等、県民などへの普及啓発活動を工夫し、わかりやすく説明します。

6. 流域水循環計画策定の基本的事項

(1) 基本事項

5つの流域について施策を効果的に推進するため流域水循環計画を定めます。

(2) 流域別評価及び流域水循環計画策定の順序

流域水循環計画は今回変更した指標で評価した結果を基に、評価結果の低い流域から策定します。

(3) 計画の体制と役割分担

流域水循環懇談会、行政部会、検討委員会を設置し公平な役割分担の下に計画を策定します。

(4) 水道水源特定保全地域指定の検討

水道水源として特に重要な森林等について水道水源特定保全地域に指定し、良好な水循環の保全を図ります。